令和８年９月定例会　資料

長浜市教育委員会

令和８年９月長浜市教育委員会定例会　議事日程

令和８年９月１７日（木）午後３時３０分～
長浜市役所５階　教育委員会室

１．開　会

２．議　事
日程第１　会議録署名委員指名

日程第２　会議録の承認
８月定例会

日程第３　教育長の報告

日程第４　議案審議
議案第３０号　長浜市学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針の策定について
議案第３１号　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

日程第５　協議・報告事項
協議・報告①　長浜市学校給食運営委員会委員の委嘱及び任命について

日程第６　その他

３．閉　会
令和８年１０月教育委員会定例会　令和８年１０月２９日（木）午後２時３０分～

議案第３０号

長浜市学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針の策定について

長浜市学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針を別紙のとおり定めることについて、教育委員会の議決を求める。

令和８年９月１７日提出

長浜市教育委員会　教育長　織田　恭淳

教育委員会9月定例会資料
教育改革推進課

長浜市学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

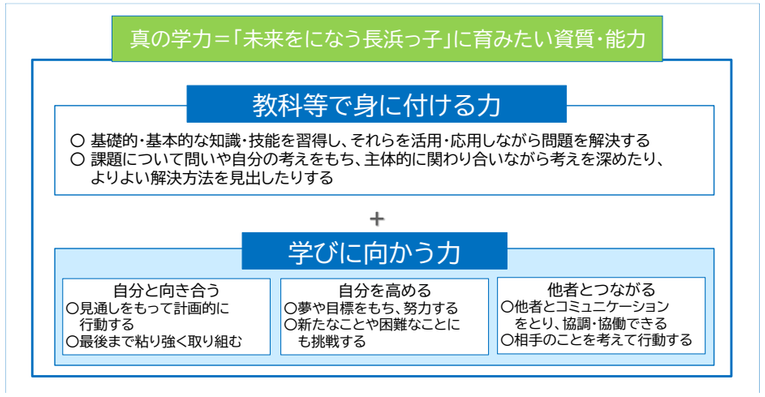
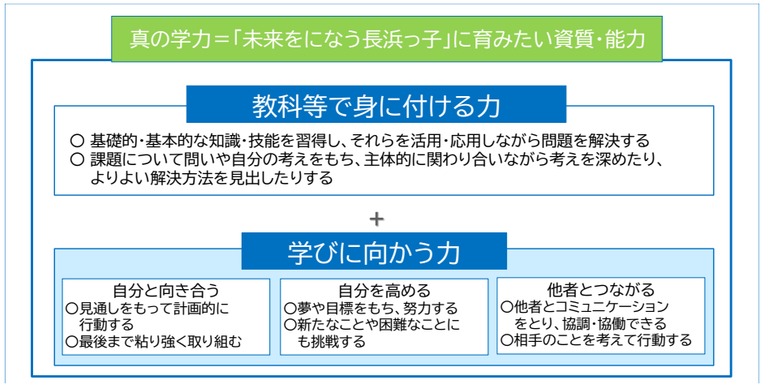
○実施期間　　令和８年６月２９日～令和８年８月７日
○意見提出者　26名
○意見数　　53件

No.	意見(原文どおり)	市の考え方	変更の有無
1	P5：4段落目の「誰1人取り残さない教育の実現」に関してです。 私は3年前まで1クラス5人という少人数の小学校に通っていました。そのため、先生が一人ひとりの理解度や様子を細かく把握してくださり、分からないことがあればすぐに気づいて丁寧に教えていただくことができました。そのため、「授業についていけないまま置いていかれる」という不安はほとんどありませんでした。少人数だからこそ、先生との距離が近く、困ったことや悩みも相談しやすい環境がありました。先生が子ども一人ひとりの個性や成長をよく理解してくださることは、「誰一人取り残さない教育」を実現する上で、とても大切なことではないでしょうか。 「誰一人取り残さない教育」を目指すのであれば、少人数校だからこそ実現できる、一人ひとりに寄り添った教育の価値についても十分に考慮していただきたいと考えます。	小規模校において、教員が児童一人ひとりの理解度や様子を把握しやすく、きめ細かな指導や相談しやすい環境が整いやすいことは、大切な教育的価値であると認識しています。 一方で、子どもたちが多様な考え方や価値観に触れ、切磋琢磨しながら学ぶことや、多様な人間関係の中で社会性を育むことも、これからの社会を生きる力を育む上で重要であると考えています。 本基本方針は、少規模校の良さを否定するものではなく、それぞれの教育的価値を踏まえた上で、子どもたちにとってより望ましい教育環境を整備することを目的としています。	なし
2	P. １４～１５　幼稚園・保育所・認定こども園の適正規模・適正配置について ☆湖北幼稚園を「湖北（こほく）認定こども園」にして、一麦保育園を引き継いでください。 私自身が１年間の育休明けに職場復帰するにあたって、勤務や家庭の状況から「湖北町立　一麦保育園」を選び、お世話になりました。その頃は勤務先から慌ただしく１８時に迎えに行くと我が子以外はみんな降園してしまっているような時代でした。けれども大変家庭的な雰囲気で、先生方との心温まるやりとりにいつも励まされていました。 それから３０年ほどが経ち、今はその園に、娘夫婦の子どもがお世話になっています。時々頼まれて孫たちを迎えに行くと、なつかしい園舎にいつも思い出がよみがえるとともに、施設の老朽化がとても気になっています。少し前には、関係者が多くの時間とエネルギーを注ぎ、さまざまな論議を経て、いったん園舎建て替え（当時の「速水保育園」に経営移管して）が決まろうとしていたことがありました。（実はそれほど老朽化の状況は差し迫っていたということだったのだと認識しています。）ところが、結局、予算が想定を大きく超えたことを主な理由に、白紙撤回されるという、信じがたい展開になり、その後は新たな方向性が示されることもなく、問題が棚上げにされたままになっている印象を受けています。もちろん市の一定の支援もありますし、先生方のご尽力や保護者の理解・協力で環境を整えていただいているのはよくわかっています。 いっぽう、「速水幼稚園」と「朝日幼稚園」がこれまたさまざまな論議を経て「湖北幼稚園」になりました。送迎用の駐車場の課題はあるかもしれませんが、施設も充実しています。ですが、保護者の就労状況にかかる社会の変化もあって、園児数は少なく、時間も短いので、「もったいない」と思えてなりません。「３才未満児」を保育できる機能を併設し、何とか湖北町にも公立の認定こども園を作っていただけないでしょうか。町内には私立の園が二つありますが、一麦保育園をもし大規模改修または建て替えが早急にできないなら、保育の質を保ちつつそのキャパシティを移譲する余裕が果たしてあるのかと疑問に思います。（実際、小谷こども園で前年度に引き続いての通園希望が叶わなかった方もおられるようです。） 一麦保育園の引き受けを断念された「速水保育園」は「認定こども園」になったことでメリットもあったかもしれませんが、取り残された側の一麦保育園には失望と、今まで通りの日々が残ったように感じています。そのような中で先生方や保護者のがんばりが続いているように思えてなりません。 こうしている間も、保護者は働きながら日々子育てをし、何より子どもたちはかけがえのない時期を送りながら成長しています。一麦保育園について、「〇年先」ではなく、せめて方向性の決断を次年度園児募集時期に間に合わせるくらいの、責任あるご決断をぜひぜひお願いします。	一麦保育園の施設の老朽化や今後のあり方については、市としても重要な課題であると認識しています。本基本方針では、園児数の推移や施設の状況、地域の実情などを踏まえながら、幼稚園・保育所・認定こども園の適正規模・適正配置を進めることとしています。 いただいた公立認定こども園の整備に関するご提案も含め、今後の施設整備や教育・保育環境の充実を検討する際の参考とさせていただきます。	なし
3	P. １６～　小学校・中学校・義務教育学校の適正規模・適正配置について ☆中学校区内１小学校の配置を早急に進めてください。 複式学級になっていなくても、学級規模（児童生徒数）を一定大きくしてください。 子どもの数が減り、対人関係のトラブルを解決する体験も含めたさまざまな社会的経験（他者から学ぶ体験）を増やす手立てがますます必要になっていくと思います。 この先足早にやってくるのは、私たちの世代は経験したことのない、そして、想像を超えた「少子」社会なのだと、このたび提示してくださった「基本方針」資料を通して改めて痛感しました。ありがとうございました。	少子化が進む中においても、子どもたちが多様な考え方に触れながら学び、豊かな人間関係を築くことができる教育環境を確保することは重要であると考えています。 本基本方針では、中学校区を基本とした学校配置を目指しながら、児童生徒数の推移や地域の実情を踏まえ、保護者や地域の皆様と丁寧に協議を重ねながら取組を進めてまいります。	なし
4	今年、小学1年へ入学した子の親です。私立の認定こども園も母数として入れた方が数値としてはわかりやすいと思います。	ご指摘の趣旨を踏まえ、より分かりやすい表記となるよう、私立認定こども園を含めた数値に修正いたします。	あり P15、16

No.	意見(原文どおり)	市の考え方	変更の有無
5	18ページの中学校区を超え 私は、特認校制度の導入を希望します。 子どもには、同じ学年の友達と関わる機会や、多様な考え方に触れながら学べる環境が大切だと考えています。そのため、小規模校として存続するよりも、複数の学級がある学校で学べる選択肢があることが望ましいと思います。 通学距離などの事情により小規模校を希望する家庭もあると思いますが、それぞれの家庭が子どもに合った学校を選べるよう、特認校制度を導入し、保護者や児童生徒の選択肢を広げていただきたいです。	特認校制度は、学校選択の幅を広げる制度の一つであり、導入に当たっては制度の目的や学校規模、通学方法、地域との関わりなどを総合的に検討する必要があります。 本基本方針では、中学校区を基本とした学校配置を進めることとしておりますが、いただいたご提案につきましては、今後の学校配置や教育環境のあり方を検討する際の参考とさせていただきます。	なし
6	P5：こどもを主語にした授業「長浜スタイル」による授業改善内に、授業実践とＩＣＴとの最適な組み合わせを想像しとあるが、小学校のうちは書く力を養うべきと考える。 中学生以上は自身の勉強スタイルを確立できる思考がついてくると思うので、効率化を図りＩＣＴ活用に力をいれても良いと考える。 ただ、先生がタブレットを使いスクリーンに映し出し授業を行うスタイルは小学校低学年には分かりやすく、非常に良いと感じる。	本市では、子どもの発達段階や学習内容に応じて、紙の教材とICTを適切に組み合わせた授業づくりを進めています。 特に、小学校段階では、文字を書くことやノートにまとめることなど、基礎的な学習を大切にしながら、ICTの特長を生かした学びを取り入れることが重要であると考えています。 今後も、一人一人の学びを充実させるため、発達段階に応じた効果的なICT活用を進めてまいります。	なし
7	P11：全学年でクラス替えを可能としたり・・・　1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましい この考え方向性については賛成。少人数の良さを否定するわけではないが、低年齢から多様な意見・人格等に触れることは成長する過程で非常に重要なことだと思う。	本市では、少人数によるきめ細かな指導の良さを大切にしながらも、子どもたちが多様な考え方や価値観に触れ、協働して学び、互いに切磋琢磨できる教育環境を確保することが重要であると考えています。 今後も、子どもたちにとって望ましい教育環境の実現に向け、地域や保護者の皆様と丁寧に協議を重ねながら取組を進めてまいります。	なし
8	P16：②通学距離・通学時間について　通学方法（路線バスやデマンドタクシー） 交通費の予算は、どの程度を想定しているのか？　予算は確保できるのか？　一部補助になるのか全額市負担になるのかは重要ポイントだと思う。 また保護者送迎を選択する場合は、自身の子供以外を乗せての送迎は原則禁止すべき。近隣の方の善意での送迎は保護者にとりありがたい面もあるが、不慮の事故も想定されるので危険である。 路線バス通学に関しては、中学生以上は可能かもしれないが、小学生のうちは、危険ではないかと思う。 安全・安心な運用検討を希望します。	学校の適正配置を進める場合には、児童生徒の安全・安心な通学環境を確保することが重要であると考えています。 通学方法や通学支援の内容については、対象となる地域の状況や通学距離、道路環境などを踏まえ、保護者や地域の皆様のご意見も伺いながら、個別に検討してまいります。 なお、通学に係る費用負担や支援の方法については、具体的な再編計画を検討する段階で、事業費等も含めて整理してまいります。	なし
9	P.14　「子どもが幸せになる学校園をめざして」とありますが「子ども」部分がやや消極的な発想で、それで本当に幸せな子供を増やせるのか？不登校児童（学校生活や昔ながらの教育制度に馴染めない子供たち）の根本的な解決につながるのか疑問と不安を感じます。これからも人口は減り続けます。本当にクラス替えできる規模の維持が最重要なのでしょうか。人数が少ないと子供たちは不幸なのでしょうか。前提に立ち返り、もっとゼロベースで人口減少社会・AI社会のなかで教育のあり方を再定義し、イノベーションを起こせないものでしょうか。 例えば、小学校では全教科に渡る教材準備の負担が多いと伺います。国数理社は各クラスの担任が受け持ち、音楽/体育/家庭科/技術などの専門科目は学校を跨いで専門教諭が受け持つ（担任はサポートや教材研究の時間に充てる）配置にしたり、生徒数の少ない学校同士をオンラインで繋ぎ、学校生活（学校単位のクラス編成）と授業（レベル別のクラス編成）で教育の質と役割編成の機会を担保するといったことです。 AIがものの数秒で平均的な回答を出せるような時代ですから、賢さの定義がガラリと変わりました。人間の役割は適切な問いを立てる力となり、今までの「黙って先生の話を聞く」という学習形態がAIに使われる人材を育ててしまうのではないかと危惧しています。いったい、クラスの規模を担保して全員で同じことを同じタイミングで学ぶことを目指して、その意義とはどこにあるのでしょうか。少人数制の学校があったり、個人の能力や特性に応じたクラス編成がされたり、オンラインで授業に参加しやすい環境の整った学校があったりしても良いのではないかと考えます。ぜひ柔軟な発想で特色ある学校作りに取り組んでいただきたいです。 また、「教員が子供たちと向き合う時間を確保する」ことは非常に重要だと思いますが、時間を生み出すためには必ず何かを「やめる」ことから始めなくてはいけません。それは教職員に求める類の努力ではなく、仕組みの話です。手続関係の現状調査と効果検証を教育委員会が行い、しがらみや慣わしを廃してトップダウンで「仕組みのシンプル化」を行うべきです。仕事内容が変わらないまま「働き方改善」を謳って残業をカットして現場が苦しむ話はよく聞きますが、両手が開かない状態で新しい荷物など持てません。仕組みを整える仕事が必要です。業務フローを見える化し、子ども達に関わる仕事だけを洗い出して、勇気を持って他を削っていくことが激動の時代を生き抜く子供達への餞になると考えます。	人口減少やAIの進展など、社会が大きく変化する中で、これからの教育の在り方について柔軟な発想で検討していくことは重要であると考えています。 本市では、一人一台端末や生成AIなどのICTを効果的に活用するとともに、「長浜スタイル」による主体的・対話的で深い学びを推進し、子どもたちが自ら考え、多様な他者と協働しながら学ぶ力を育むことを目指しています。 また、教員の働き方改革についても、業務の見直しやICTの活用等を進め、子どもたちと向き合う時間の確保に取り組んでいます。 なお、本基本方針は、学校規模のみを目的とするものではなく、子どもたちにとって望ましい教育環境を持続的に確保することを目的としており、いただいたご提案については、今後の学校づくりや教育施策を進める上での参考とさせていただきます。	なし

No.	意見(原文どおり)	市の考え方	変更の有無
10	P16　適正配置について 少子化に伴い義務教育学校の統合は仕方ないことなので賛成。 高校については、地域にひとつでも無くなると極端に少子化が進むとのデータがあると聞いたことがあるので、最北の伊香高校は存続して欲しい。 こども園～中学校区までの統合に反対する声は当然あると思うが、統合することで10年で財政がいくら削減でき、その削減分を市民にどう活用できるか、等の統合することで市民にどんなメリットがあるか説明をすると賛成は多くなると思う。 削減できる分の金額を市民にどう還元できるか、分かりやすく知れるとよい。	学校園の適正配置を進める目的は、財政的な効果を得ることではなく、将来にわたり子どもたちにとって望ましい教育環境を維持・充実することにあります。 一方で、施設の維持管理や運営に要する経費については、適正配置により効率化が図られる場合も考えられます。そうした財源については、教育環境の充実をはじめ、市民サービスの向上につながるよう有効に活用してまいります。 なお、高等学校の配置については県の所管となりますが、いただいたご意見は参考とさせていただきます。	なし
11	私は、来年度から田根小学校へ入学予定の子どもの保護者です。 田根小学校は在校生が非常に少ない状況が続いており、子どもたちの教育環境や学校運営について大きな不安を感じています。学校は学力を育むだけでなく、集団生活の中で協調性や社会性を身に付ける大切な場でもあります。しかし、児童数が極めて少ない状況では、多様な人間関係の形成や、学校行事、集団活動などにおいて十分な教育効果が得られにくいことが懸念されます。 子どもたちが安心して充実した学校生活を送り、より良い教育環境の中で成長できるよう、近隣の小学校との統合・再編について、できる限り早急に検討していただきたく要望いたします。 地域の歴史や学校への思いを大切にしながらも、何よりも子どもたちの将来を最優先に考えた教育環境の整備を進めていただけることを切に願っております。	子どもたちが安心して学校生活を送り、多様な人との関わりの中で学び、成長できる教育環境を確保することが重要であるというご意見は、本市の考え方と方向性を同じくするものと考えています。 本基本方針では、学校園の適正規模・適正配置は、学校を統合すること自体を目的とするものではなく、将来にわたり子どもたちにとって望ましい教育環境を維持・充実することを目的としています。 今後、具体的な検討を進める際には、児童数の推移や地域の実情を踏まえるとともに、保護者や地域の皆様と十分に協議を重ねながら、子どもたちにとって最善となる教育環境の実現に向けて取り組んでまいります。	なし
12	4-3-3小学校に関して、田根小の合併を強く望みます。浅井、湯田どちらでも構いませんが、少人数のため中学に進学した際の友好関係づくりを心配する子どももいると思います。安心して進学できるようしてあげて欲しい。 後は、小学校の全校生徒数も少なく上記の理由から、もし田根の学区内に引っ越す、または永住を検討している家族も子どもの事を考え、その地域を選ばない。更に人が減る一方になると思います。 ご検討のほどよろしくお願いします。	少人数化が進む中で、中学校進学後の人間関係への不安や、子どもたちが多様な人との関わりの中で学び、成長できる教育環境を望まれるお気持ちは、本市としても重要な視点であると考えています。 また、学校の教育環境が地域への定住や移住の検討に影響を与える可能性があるとのご指摘についても、一つのご意見として受け止めています。 本基本方針では、将来にわたり子どもたちにとって望ましい教育環境を維持・充実することを目的としており、今後、具体的な学校再編を検討する際には、児童数の推移や地域の実情を踏まえ、保護者や地域の皆様と十分に協議を重ねながら、子どもたちにとって最善となる教育環境の実現に向けて取り組んでまいります。	なし
13	p16 少人数小学校の統合に賛成します。	本市では、少子化が進む中においても、子どもたちが多様な人との関わりの中で学び合い、将来にわたって望ましい教育環境を確保できるよう、学校園の適正規模・適正配置を進めていくことが重要であると考えています。 今後も、保護者や地域の皆様と丁寧に協議を重ねながら、子どもたちにとって最善となる教育環境の実現に向けて取り組んでまいります。	なし
14	P9 計画期間が令和17年度までなので、17年までの数値を載せたグラフにするべきかと	本基本方針の計画期間は令和17年度までですが、児童数・園児数の推計は、現在把握できる出生数等に基づき算出しているため、令和17年度までの推計値をお示しすることができません。 そのため、資料には現時点で推計可能な年度までの数値を掲載しています。ご理解いただきますようお願いいたします。	なし
15	P15 同じ理由で、17年度時点の推計も載せてはどうか。切迫感が出ます。	幼稚園・保育所・認定こども園では、ニーズにより教育・保育の量が変化するため、現時点で把握できる令和8年度までの園児数をお示ししています。 なお、近年の保育所及び認定こども園（長時部）へのニーズの高まりもあり、幼稚園及び認定こども園（短自部）は減少傾向、保育所及び認定こども園（長時部）は今しばらくは横ばいで推移すると見込んでいます。	なし
16	P14末尾 「12学級未満の小学校」及び「6学級未満の小学校」を具体的に記載しない理由はあるのか。載せたほうが理解しやすい。	本基本方針では、特定の学校名を示すのではなく、学校園の適正規模・適正配置を検討する際の基準を示しています。各学校の状況については資料に掲載していますので、学校名は記載していません。	なし
17	P20 P3に個別施設計画と関連ありと記載されています。統廃合は施設のハードのと兼ね合い大きいと思うので、一覧表にせめて「建築年(経過年数)」くらい載せては	学校園施設の建築年や老朽化の状況は、学校園の適正規模・適正配置を検討する上での要素の一つであると認識しています。 一方、本基本方針は、学校園の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方を示すものであり、施設の建築年数ではなく、児童生徒数や学級数の推移などを基に整理しています。 なお、施設の建築年等については、個別施設計画である長浜市学校施設等長寿命化計画において整理していますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	なし

No.	意見(原文どおり)	市の考え方	変更の有無
18	P17 優先順位をつけてアプローチをされていくものと思料しますが、「合意がとれた所から」進めてもらえるのか。また、何をもって「合意がとれた」と判断されるのか。学校区の思いと市の優先度はどちらが重視されるのか？	学校園の適正規模・適正配置は、地域ごとに児童生徒数の推移や教育環境、地域の実情などを総合的に勘案しながら検討を進めます。 また、具体的な検討に当たっては、保護者や地域の皆様と丁寧に協議を重ね、ご理解を得ながら進めてまいります。 なお、「合意」の有無を一律の基準で判断するものではなく、いただいたご意見や地域の状況を踏まえながら、子どもたちにとって望ましい教育環境の実現に向けて総合的に判断してまいります。	なし
19	小さい学校は速やかに統合を考えるべきだと思います。特に小学校は小さな学校から大きな中学校へ進んだ際のギャップが大きく、学校へ行けなくなる生徒が毎年出ています。中学校へ進んだ際に35人ほど居るクラスの中にポツンと入ることになるのです。 この資料はまだかなり先の話ですが、小さな学校だけでも早急に何かしらの対策を市としても行っていただきたいです。 また学力が低いと言われている長浜市。資料に書かれているような教育にはまだまだ程遠いと思います。 そのような学力の地域で今の若い世代が子供を産み育てたいなど思いません。 長浜市にしかできない子育て、教育の在り方を大胆に変えなければいけない時期なのではないでしょうか。 例えば全国的にも珍しいような最先端の勉強方法や特別授業を取り入れ、どこよりも教育に重きをおき子供たちに最先端の環境を整えていくなど…。そこをしっかりプロモーションしていけばもっと長浜で子育てをしたいと思う世代が入ってくるのではないでしょうか。そうすると税収もアップしますし、なにより長浜市というイメージが活き活きと生まれ変わるのではないでしょうか。 予算がないと微調整では衰退はあっという間です。 思い切った改革をしてほしいです。 低所得者が増え教育にも興味のない家庭を増やすべきではありませんし、現状維持で高齢者にばかりスポットをあてていては税収も増えません。 お願いします。	小規模校における教育環境や、中学校進学時の不安へのご指摘については、本市としても重要な課題であると認識しています。 本基本方針では、子どもたちにとって望ましい教育環境を将来にわたり確保することを目的としており、学校園の適正規模・適正配置については、児童生徒数の推移や地域の実情を踏まえながら、保護者や地域の皆様と十分に協議を重ね、計画的に取り組んでまいります。 また、本市では、学力向上やICTを活用した教育、主体的・対話的で深い学びの実現など、教育内容の充実にも取り組んでいます。今後も、子どもたちにとって魅力ある教育環境づくりを進めるとともに、長浜市ならではの特色ある教育の充実に努めてまいります。 いただいたご意見は、今後の教育施策を検討する上での参考とさせていただきます。	なし
20	P10 現在田根小は減少しており、複式学級になっていると聞いてます全校生徒が５０人切れているのに、なぜ統合しないのですか？在校生の保護者は今はいいのかもしれませんが、中学校へ子供が行くと中々溶け込まないと、聞きます。小学へ行く前に家族と内保に行かれる人もおられます。昨年は、二校統合された小学校があるのになぜ、田根小は統合しないのですか？来年から小学校に行く孫がおりますのでよろしくお願いします	学校の統合は、子どもたちや保護者、地域に大きな影響を及ぼすことから、児童数のみをもって一律に判断するものではありません。これまでから、対象となる学校区において保護者や地域の皆様との丁寧な対話を重ねながら検討を進めてきており、今後も十分な合意形成を図ることを基本として取り組んでまいります。 ご意見にありました学校につきましても、本基本方針に基づき、学校の状況や地域の実情を踏まえながら、保護者や地域の皆様との対話を重ね、子どもたちにとって望ましい教育環境の実現に向けて検討を進めてまいります。	なし
21	住居地を考えるうえで子どもにどのような環境で学ばせれるかを非常に考えた。 やはり、多くの友達と一緒に学べる環境が必要と思う。 学校の統廃合については、地域の老人達の意見で地域が廃れるなどから、批判的な意見がでると思うが、子ども達を第一に考えて、町単位を超えてでも、一学年20くらいは確保できるようにしてほしい。 地域の声は第一ではなく、子供の教育環境を第一にしてほしい。	本市では、子どもたちにとってよりよい教育環境の実現を基本としつつ、これまでから保護者や地域の皆様と丁寧に対話を重ね、十分な合意形成を図りながら取組を進めてきました。今後も、本基本方針に基づき、子どもたちを第一に考えながら、保護者や地域の皆様のご理解とご協力を得て、適正規模・適正配置を進めてまいります。	なし
22	P17 中学校区内１小学校にするとありますが、それではまた中学校卒業までの固定化された人間関係を生むことになりかねません。単に少なくすることを目指すのではく、子どもの学びを保障するという観点であれば、どの校区の子でもどの学校でも選べるシステムが必要ではないでしょうか。どの学校でもというのが困難であれば、小学校は１つにし、中学校は市内全域または近隣のいくつかから選択できるなど、自由度の高さが必要になると思います。不登校支援に特化した学校を形成する、専門分野など学校独自の学習内容があり、そこを選ぶことができるなど、子どもの将来につながる柔軟な学習保障の在り方も検討していただきたいです。	ご提案いただいた学校選択の在り方や特色ある学校づくり、不登校支援に配慮した教育環境の整備などにつきましては、教育振興基本計画に基づき取り組んでおり、本基本方針とは別の教育施策として検討していく内容となりますが、子どもたち一人ひとりの多様な学びを保障する上で重要な視点であると認識しております。 今後も、子どもたちの学びの充実につながる教育環境の在り方について研究・検討を進めるとともに、いただいたご意見は今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。	なし
23	方針の総括的な印象としては、急激な社会情勢の変化に伴い、学校園の現状分析と今後の方向性を基本方針として提示していただき、長浜市の教育への危機感と危機打開策への切迫感と熱意、使命感を感じる方針(案）と受け取っています。この方針に込められている思いや感覚が、地域に居住する幅広い市民の方々に共有されることを願います。	本市では、少子化が進行する中においても、将来を担う子どもたちにとってよりよい教育環境を確保することが重要であるとの考えのもと、本基本方針を策定しています。今後も、子どもたちにとって望ましい教育環境の実現を目指し、本基本方針に込めた考えを保護者や地域、市民の皆様と共有しながら、ご理解とご協力をいただき、取組を進めてまいります。	なし
24	P2 策定の背景では、現状の「限界」「複雑化」が指摘され、「質の高さ」の保育・教育が希求されると記述されています。この取り組みのためには、全市を挙げての総合的な施策の取り組みが市民の方々に伝わったいくことが必要かと思われます。取り組み状況は情報の発信力に左右されるので、一部の発信、一部の受信ではなく、強力な全域的な総合発信を期待します。	子どもたちにとって望ましい教育環境を実現するためには、保護者や地域の皆様をはじめ、市民の皆様に現状や課題、本基本方針の目的や必要性について十分にご理解いただくことが重要であると考えています。本基本方針の趣旨や取組状況については広報紙やホームページ、説明会など様々な機会を通じて、より分かりやすく丁寧な情報発信に努めるとともに、保護者や地域の皆様との丁寧な対話を重ねながら、学校園の適正規模・適正配置の取組を進めてまいります。	なし

No.	意見（原文どおり）	市の考え方	変更の有無
25	P3～4 「真の学力」は、「新の学力」ではなく、旧知の学力定義の内容を示すものと考えますが、その実践形態として「長浜スタイルの4類型」が示されています。改革の提案が出される場合、常に今から目指す姿が提示されますが、これまでの積み上げの実践成果を提示した上での改革改善提示であった方が納得感が多いと思われます。節目節目ごとに、これぞ新規の改革案と次々提示があっても、改革改善案の堂々巡りに捉えかねない危惧があります。	ご指摘のとおり、新たな取組を進めるに当たっては、これまでの実践や成果を踏まえ、その連続性や必要性を分かりやすくお示しすることが重要と考え、ご意見を踏まえて以下のとおり修正します。 【修正前】 ・「真の学力」向上 長浜市では、令和４年度より「真の学力」向上に向けた取組を展開してきました。 「真の学力」とは、教科等で身に付ける力（認知能力）と学びに向かう力（非認知能力）から成り立っており、双方が高まることを目指しています。自分と向き合う・自分を高めるという個別の面と他者とつながる協働の面を大事にして培っていきたいと考えています。  【修正後】 ・「真の学力＊」向上 長浜市では、令和４年度より「真の学力」の向上を目指し、子どもたちが主体的に学び、自ら考え、他者と協働しながら学びを深める授業づくりに取り組んでいます。各学校において授業改善を継続して進める中で、学習の見通しをもって学ぶことや、自分の考えを伝え合いながら学びを深めることなどを大切にした授業実践が広がっています。 こうした取組を基盤としながら、急速に変化する社会の中で子どもたちに求められる資質・能力（=「真の学力」）をより確実に育むためには、これまでの実践をさらに発展・充実させていくことが必要です。そのため、本市では、これまでの授業改善の成果を生かしながら、学びの質を一層高める取組を推進していきます。  ＊「真の学力」とは、教科等で身に付ける力（認知能力）と学びに向かう力（非認知能力）のこと。 「未来をになう長浜っ子」に育みたい資質・能力として、双方が高まることを目指し、自分と向き合う・自分を高めるという個別の面と他者とつながる協働の面を大事にしています。	あり P3、4

No.	意見(原文どおり)	市の考え方	変更の有無
26	P5 「地域・学校園との連携・協働」では、学校運営協議会を除いて、「地域・学校連携協議会」の組織や機能が十分発揮されているとは言えない現状にあると思われます。2つの協議会組織の役割分担の明確化が今後の学校づくりの後ろ盾になっていけるものと思います。コミュニテイースクールに係るコーディネーターの活用も求められると思います。	地域と学校が連携・協働しながら子どもたちの学びや育ちを支えるためには、それぞれの組織が役割を十分に果たし、相互に連携していくことが重要であると考えています。 ご指摘いただいた協議会組織の役割分担や連携の在り方、また、コミュニティ・スクールにおける地域コーディネーターの活用につきましては、地域と学校との連携・協働をより一層推進する上で参考となるご意見として受け止め、今後の取組の参考とさせていただきます。	なし
27	P6～9 「人口推移のグラフ」は近未来の危機的な状況を示しています。人口減は随分と依然から警鐘を鳴らされてきていたものの、何事も直近にならないと切実感がもてない人間の習癖ではありますが、グラフを悲観的に提示し読み取るばかりではなく、現状を感じつつも、建設的肯定的な見方で、意見交換できるとよいと思います。人口減少時代の中で、これからの子どもたちが生き生きと学び、育ち、地域社会を担っていく総合的な力を持てるように学校、地域、行政が連携して支援体制を構築していきたいものです。	ご指摘のとおり、現状や課題を共有するだけでなく、人口減少時代においても子どもたちが生き生きと学び、成長できる教育環境を学校・家庭・地域・行政が連携して築いていくことが重要であると考えています。 今後は、本基本方針の趣旨や必要性について丁寧にお伝えするとともに、未来を担う子どもたちの学びと育ちを支えるため、保護者や地域の皆様と対話を重ねながら、学校園の適正規模・適正配置の取組を進めてまいります。	なし
28	P13 「長浜市が目指す将来の学校園の姿」は「子どもが幸せになる学校園をめざして」の構想図ですが、これは学校の現状を見据えた「学校園づくり」の図であるので、子どもの現状を見据えた「長浜の子どもが育つ・伸びる・生きていく」イメージがもてる方向に説明できるとよいです。そのためには、子どもの置かれているの姿（例：急激な社会の変化での生活の様子やIT社会の中に置かれている心身の状況等など）が付加されている方がより現実を映し出していると思われます。 「学校園の再編・統合は子どもたちの保育・教育の質の向上を第一に」と記述（P19）の通り、「教育の質の向上とは何か」を具体化し、「子どもたちを支える有力な手段や方法」を学校教育が獲得していきたいものです。	ご指摘のとおり、子どもたちを取り巻く社会環境や生活環境は大きく変化しており、こうした現状を踏まえながら、子どもたちが将来を主体的に生きていくために必要な資質・能力を育むための学校園づくりが重要であると考えています。 また、「教育の質の向上」につきましては、本基本方針において示している「真の学力」の育成や、多様な学びを支える教育環境の充実などを通して実現を目指すものです。 いただいたご意見を参考に、本基本方針の趣旨や目指す子どもの姿がより伝わるよう、説明の充実に努めてまいります。	なし
29	P13 「自分に合った学校を選択できる制度」は「特認校設置」は、成果が期待が難しいと思います。。県内では「近江八幡市の島小」のような特色を出すことが難しいこともあって、文面上の文言に終わる可能性がある。	ご指摘のとおり、特認校制度は制度を導入すること自体が目的ではなく、学校の特色や教育内容の充実など、制度の効果を十分に発揮できる環境づくりが重要であると認識しています。 いただいたご意見を参考に、他自治体の取組事例や制度の効果・課題等を十分に検証し、本市の実情に即した制度の在り方について研究・検討を進めてまいります。	なし
30	P16 「学校適正配置、適正規模」では、これまで「長浜市の取り組みを踏まえて」の経過説明があると納得感が高まると感じます。長浜市の過去の取り組みは「先人の苦悩」を刻んできていています。かつての伊香地区等の分校を含めた統廃合の歴史も学びの機会となるとよいと思います。	本基本方針では、今後の学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方や方向性を示すことを目的としているため、過去の統廃合の経緯について詳細な記載はしておりませんが、今後の学校再編に関する説明の際には、こうした歴史的経緯も踏まえながら丁寧な説明に努めてまいります。	なし
31	P19 「学校園の再編・統合は子どもたちの保育・教育の質の向上を第一に」の記述の通り、「教育の質の向上とは何か」を具体化し、「子どもたちを支える有力な手段や方法」を学校教育が獲得していきたいものです。	「教育の質の向上」につきましては、一定の集団規模の確保により、多様な考えに触れる協働的な学びや社会性を育む機会の充実、きめ細かな指導体制の整備などを目指すものと位置づけております。あわせて、教職員の指導力向上や専門人材の活用、家庭・地域との連携などにも取り組んでまいります。 今後、本方針に基づく個別の再編・統合の検討や実施にあたりましても、「子どもたちの教育・保育の質の向上」を第一に、ご意見の趣旨を踏まえて丁寧に進めてまいります。	なし
32	P19 「今後のスケジュール」は見通しが立つ資料の提示ですが、あくまでも、取り組みの一案としたい。この日程に拘ることで、「すべてお任せします」的雰囲気になることは避けたいものです。	ご指摘のスケジュールは、今後の検討の進め方の一つの目安を示したものであり、記載された時期に沿って一律に進めることを示したものではありません。実際の取組にあたっては、学校や地域の状況を踏まえながら、保護者や地域の皆様と十分に協議を重ね、子どもたちにとってよりよい教育環境となるよう進めてまいります。	なし
33	今回の基本方針(案）は、あくまでも、基本方針であり総論であるので、個々の状況の異なる地域にすべてが合致するするものとは言えません。今後、地域住民に向けては個々の状況を十分に考慮したうえで、状況説明や情報発信がなされ、納得感が高まっていく展開を期待するものです。「仕方がない」ではなく「これからの子どもたちを全市、全市民を挙げて応援していく」熱意と意気込み、地域に応じた具体施策を望むものです。 最後に、私たち大人が常に念頭に置くべきは、「今、目の前に生きている長浜の子どもたち」「これから生まれてくる長浜の子どもたち」のため未来を見据えた取り組みとして、心身思いを尽くして取り組んでいくことだと思います。今回の基本方針(案）が、「長浜に育ち、生きる子どもたち」のために大きな支えとなりますことを願います。	学校のあり方を検討する際には、児童生徒数の推移や学校施設の状況だけでなく、それぞれの地域が大切にしてきた歴史やつながり、保護者や地域の皆様の思いを十分に踏まえながら、丁寧な情報提供と対話を重ねてまいります。 また、学校の適正規模・適正配置の取組は、単に学校を統合することを目的とするものではなく、これからの長浜を担う子どもたちが、より多様な人との関わりの中で学び、成長できる環境を整えることを目的としています。 「子どもたちのために何が最善か」という視点を大切にしながら、地域の皆様とともに、未来を担う長浜の子どもたちを支える学校づくりを進めてまいります。	なし
34	P11 【小学校】の箇所で1学年2学級以上のクラス編成が望ましい、との記述がありますが、1学級あたりの児童数についても検討していただきたいです。 特に低学年のうちは1学級25人以下、もっと言えば20人以下でもいいくらいだと思っています。 それ以上の学年でも30人以下が望ましいと思います。 教職員が不足していることは承知していますが、今後子どもの数が減っていく状況にあるわけで、1学級あたりの人数を減らして1学年の学級数を増やすことも検討していただきたいです。	1学級あたりの児童数については、児童一人一人にきめ細かな指導や支援を行う上で重要な視点であると認識しています。一方で、本基本方針は、将来の児童生徒数の減少を見据え、学校規模や配置のあり方について基本的な考え方を示すことを目的としており、1学級あたりの児童数や学級編制基準については、国・県の制度や教職員配置に関わる事項となります。 今後も、子どもたち一人一人の学びを大切にしながら、学級規模にも配慮した教育環境の充実に努めてまいります。	なし
35	P.18 本方針案において、小規模化への対応として「義務教育学校への移行や特認校制度（学校選択制）等、様々な制度や取組についても研究・検討していきます」と示されている点を高く評価し、ぜひ前向きに推進していただきたいと考えます。 少子化による学校の小規模化は課題として捉えられがちですが、一方で「自然豊かな環境でのびのび学べる」「一人ひとりに目が届きやすい」「地域との密着した体験活動が行える」といった、小規模校ならではの大きな魅力や価値もあります。 通学区域の枠組みにとらわれず、こうした特色ある教育を受けたいと希望する家庭が選択できる「小規模特認校制度」が導入されれば、以下のような効果が期待できます。 ・多様な学びの選択肢の確保：子どもや保護者のニーズに応じた魅力ある学校づくりが可能になる。 ・小規模校の活性化と存続：市外・他地域からも児童生徒を呼び込むことで、学校や地域コミュニティ全体に活力が生まれる。 ・前向きな統廃合議論への寄与：ただ学校を統合するだけでなく、「地域に開かれた特色ある少人数教育の拠点」という選択肢が加わることで、地域住民も納得した柔軟な学校再編が可能になる。 したがって、形骸化した検討にとどめることなく、他自治体の先進事例なども参考にしながら、早急な制度設計と具体的な導入に向けた検証を進めていただくことを強く要望します。	本基本方針では、将来にわたり子どもたちにとって望ましい教育環境を確保するため、まずは中学校区を基本とした学校配置を進めることを基本的な考え方としています。 その上で、中学校区１小学校となった後も、児童数の減少により小規模化が進むことが見込まれる場合には、教育環境の維持・充実を図るための選択肢の一つとして、義務教育学校への移行や特認校制度（学校選択制）など、多様な制度や取組について研究・検討していくこととしています。 ご指摘のとおり、小規模校には、一人一人に応じたきめ細かな指導や地域と連携した特色ある教育活動などの魅力があり、そうした特色を生かした学校づくりも重要な視点であると認識しています。 今後は、他自治体の取組事例や制度の運用状況について情報収集・調査を行うとともに、本市の実情や教育効果、通学方法などを総合的に検証し、制度の導入の必要性も含めて具体的に研究・検討を進めてまいります。	なし

No.	意見(原文どおり)	市の考え方	変更の有無
36	このたびの基本方針（案）は、子どもたちにとってより良い教育環境を整えようとする趣旨には賛同いたします。一方で、基本方針全体を通して「学校規模の適正化」や「学校配置」の視点が中心となっており、「これから長浜市としてどのような教育を実現したいのか」という理念や将来像については、さらに描く余地があるように感じました。 P18 小規模校として存続する場合の取組として、地域学習や探究活動、特認校制度（学校選択制）等の導入や特色ある教育について記載されています。しかし、その位置付けは「学校を存続させるための制度」として読み取れる印象を受けました。 私は、小規模特認校は学校を維持するための制度ではなく、「子どもの多様な学びを実現するための教育モデル」として積極的に位置付けていただきたいと考えます。近年は、不登校や学校生活に困難を抱える子どもたちも増えています。子ども一人ひとりの個性や特性、学び方は多様化しており、「子どもが学校に合わせる」のではなく、「子どもに合わせた教育環境を選択できる」ことが、これからの時代にはますます重要になると考えます。小規模校だからこそ実現できる、一人ひとりに寄り添った教育や、地域の自然・文化・人とのつながりを生かした探究的な学びは、子どもたちにとって新たな選択肢となるだけでなく、現在の教育環境に馴染みにくい子どもたちにとっても、新しい居場所となる可能性を持っています。	ご指摘のとおり、子ども一人一人の個性や教育的ニーズに応じた多様な学びを実現していくことは、これからの教育において重要な視点であると認識しています。 本基本方針では、まずは中学校区を基本とした学校配置を進めることとしています。その上で、中学校区１小学校となった後も小規模化が進む場合には、教育環境の維持・充実を図るための選択肢の一つとして、義務教育学校への移行や特認校制度（学校選択制）など、多様な制度や取組について研究・検討していくこととしています。 今後、制度の研究・検討に当たっては、小規模校の特色を生かした教育活動や、多様な学びの実現という視点も踏まえながら、本市の実情に適した制度のあり方について検討を進めてまいります。	なし
37	P19 「地域住民や保護者との十分な対話と合意形成を経て進める」とされています。 その理念を実現するためには、統合のメリットだけでなく、小規模校の可能性や、小規模特認校など全国の先進事例についても公平な情報提供を行い、保護者や地域住民が様々な選択肢を理解した上で議論できる環境づくりをお願いしたいと思います。また、地域から特色ある教育や学校づくりについて提案があった場合には、その可能性についても十分に協議・検討する仕組みを設けていただくことを希望します。	本基本方針では、学校の適正規模・適正配置の検討に当たっては、地域住民や保護者との十分な対話と合意形成を図りながら進めることを基本的な考え方としています。 今後、地域ごとの具体的な検討を進める際には、必要に応じて他自治体の取組事例や多様な制度・手法について情報提供を行いながら、地域や保護者の皆様にご理解いただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。また、地域から特色ある教育や学校づくりに関するご提案があった場合には、その趣旨を十分にお伺いし、本市の教育方針や地域の実情、教育効果などを踏まえながら、必要に応じて協議・検討してまいります。	なし
38	P20 「特色ある教育、学校づくりを目指し、義務教育学校への移行や特認校制度等について研究・検討していく」と記載されています。ぜひ「研究・検討」に留まるのではなく、長浜市だからこそ実現できる特色ある教育への挑戦を、基本方針の中でより明確に位置付けていただきたいと思います。 人口減少が進む時代だからこそ、全国と同じように学校規模を縮小していくことだけを考えるのではなく、新しい教育の価値を創造し、それを地域の魅力として育てていくという視点も必要ではないでしょうか。特色ある教育は、子どもたちに豊かな学びを提供するだけでなく、「この教育を受けさせたい」と思う家庭を惹きつける地域資源にもなり得ます。教育は、地域の未来を支える大きな力でもあります。 学校は教育施設であると同時に、地域コミュニティの中心でもあります。適正配置を検討する際には、学校規模だけではなく、教育の質、多様な学びの実現、地域づくり、そして将来のまちづくりという視点も含め、総合的に検討していただきたいと思います。人口減少への対応として学校を再編するだけではなく、人口減少時代だからこそ、長浜市ならではの教育の価値を創造し、それを地域の魅力として育てていくという視点を、この基本方針にも位置付けていただくことを期待しています。未来を担う子どもたち一人ひとりが、自分に合った学びを選択できる教育環境を整えることは、長浜市の未来への投資であり、大きな財産になると考えます。長浜市が全国に先駆けて、新しい教育モデルに挑戦されることを心から期待しています。	ご意見にあります、単なる学校の再編や「研究・検討」にとどまらず、長浜市ならではの特色ある教育への挑戦や、新たな教育価値の創造、多様な学びの実現という視点を持つべきであるとのご指摘については、今後の学校のあり方を考える上で重要な視点であると認識しています。 本基本方針は、少子化が進行する中においても、子どもたちに必要な集団規模を確保し、多様な人との関わりの中で学ぶ機会を保障するなど、教育の質の維持・向上を図るための学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方を示すものです。一方で、学校のあり方を検討する際には、学校規模や配置だけでなく、教育の質、多様な学びの機会の確保、地域の特色を生かした教育活動といった視点も重要であると考えています。 このため、P20の「特色ある教育、学校づくりを目指し、義務教育学校への移行や特認校制度（学校選択制）等について研究・検討していく」という記述については、子どもたちにとって魅力ある教育環境や多様な学びの機会を実現するための取組であることがより明確に伝わるよう、以下のとおり修正します。 【修正前】 　また、特色ある教育、学校づくりを目指し、義務教育学校への移行や特認校制度（学校選択制）等、様々な制度や取組についても研究・検討していきます。 【修正後】 　また、子どもたちにとって魅力ある教育環境や多様な学びの機会を実現するため、地域の特色や教育資源を生かした特色ある教育や学校づくりを進めるとともに、義務教育学校への移行や特認校制度（学校選択制）等、様々な制度や取組についても研究・検討していきます。	あり P21、22
39	P12～14 検討委員会は、「子どもが幸せになれる学校園とは」というテーマで議論を実施されています。これは本方針案の中で最も前向きで、市民にとっても最も共感できる部分はないでしょうか。 ところが方針案は、「検討委員会からいただいている特色ある学校園づくりや学校園・保護者・地域の連携などについては、教育振興基本計画等に盛り込まれており、その中で取組を進めることとなります」として、この議論を本方針の外に送り出しています。その結果、本方針には規模と配置という「器」の話だけが書かれています。器の議論と中身の議論を別々の文書に分けることで、「統合の話は数合わせや財政の話だ」という受け止め方を生んでいると考えます。少なくとも、検討委員会が示した「めざすすがた」を本方針によって示された規模・配置の方向性によってどのように実現するのかを、本方針の中で説明してください。	検討委員会から示された「子どもが幸せになる学校園」の実現に向けては、特色ある学校園づくりや学校園・保護者・地域の連携など、教育振興基本計画等に基づく取組と、本方針に基づく適正規模・適正配置の取組を一体的に進めることが重要であると考えています。 ご意見を踏まえ、検討委員会で示された「めざすすがた」と適正規模・適正配置との関係がより明確に伝わるよう、記載を以下のとおり修正します。 【修正前】 　検討委員会からいただいている特色ある学校園づくりや学校園・保護者・地域の連携などについては、教育振興基本計画等に盛り込まれており、その中で取組を進めることとなります。 　今後の本市における学校園の適正規模・適正配置については、本方針で次の方向性を示します。 【修正後】 　本方針で示す適正規模・適正配置は、子どもたちが多様な人と関わり、協働的に学ぶ機会を確保するとともに、教職員が互いに協力しながら子ども一人ひとりに向き合える環境を整えるなど、検討委員会から示された「子どもが幸せになる学校園」の実現につなげるものです。 　今後の本市における学校園の適正規模・適正配置については、こうした考え方を踏まえ、次の方向性を示します。	あり P14

No.	意見(原文どおり)	市の考え方	変更の有無
40	P19 第4章（4）は、施設の安全性や機能性・快適性に関する一般的な記述が数行あるのみで、統合によって実現する教育環境の具体像が示されていません。 その一方で、小規模校として存続する場合については、複数学年による合同学習、他校や関係機関とのオンラインによる合同学習、地域の方や専門家をゲストティーチャーとして招聘すること、地域に出かけて学ぶ体験・探究活動、特認校制度の導入など、かなり具体的な取組が列挙されています。 本方針案は、「統合しない場合の教育の姿」は具体的に書かれているのに、「統合した場合の教育の姿」はほとんど書かれていない、という構成になっているように感じます。統合を主たる方向性として掲げる方針としてこれは逆ではないでしょうか。 統合することで具体的に何が可能になるのかを、本方針の中に明記してはどうでしょうか。たとえば、クラス替えによる人間関係の再構築、部活動・課外活動の選択肢の広がり、教職員が複数配置されることによる相談・研修体制の充実などは方針案でも「メリット」として抽象的には言及されていますが、保護者が我が子の学校生活として思い描ける水準までは具体化されていません。現時点で具体化できないのであれば、どのように具体化していくかその方法等を示すことも一案かと思います。	学校園の再編・統合は、子どもたちにとってより良い保育・教育環境を実現するために進めるものです。 ご意見を踏まえ、再編・統合により、多様な人との関わりや協働的な学び、幅広い人間関係を築く機会の確保、教職員が連携・協力して子どもたちを支える体制の充実など、目指す教育環境をより具体的に示すとともに、そうした保育・教育を支えるために必要となる環境についても整えていく趣旨が明確に伝わるよう、以下のとおり記載を修正します。 【修正前】 （４）より良い学校園施設の運営に向けて 　子どもたちが安全・安心な状態で学校園生活を過ごせるよう、関係計画に基づき、資源を有効に活用して、施設の安全性を確保し、時代に即したより良い保育・教育環境の向上を図るための機能性・快適性の強化を行い、持続的な運営を可能とする学校園施設を目指します。 【修正後】 （４）再編・統合によるより良い教育環境づくり 　少子化が進み、子どもの数が減少していく中にあっても、子どもたちにとってより良い保育・教育環境を将来にわたって確保していくことが、本方針の基本的な考え方です。学校園の再編・統合は、こうした教育環境を実現するための一つの手段であると考えています。 　再編・統合により一定の集団規模を確保することで、子どもたちが多様な考えや価値観に触れ、協働して学ぶ機会を充実させるとともに、クラス替えなどを通して幅広い人間関係を築くことができる環境を目指します。また、教職員が一定数確保されることで、教職員同士が相談・協力しながら子どもたちを支援するとともに、教材研究や研修等を通じて保育・教育の質を高めることができる体制づくりを進めます。 　再編・統合を具体的に検討する際には、保護者や地域住民、学校関係者等との協議を通じて、地域の特色や子どもたちの意見も踏まえながら、新しい学校園で目指す保育・教育や特色ある取組について検討します。 　あわせて、こうした保育・教育を支える基盤として、子どもたちが安全に安心して学び、生活できる環境や、一人ひとりの状況に応じた支援体制、通学の距離や時間、安全に配慮した通学環境など、新たな学校園に必要となる教育環境について、地域の実情を踏まえながら総合的に検討し、子どもたちに質の高い保育・教育を安定して提供できる体制づくりを目指します。	あり P20
41	P19 方針案には、統合によって生じる人的・財政的な効果と、その使途についての記述がありません。この点が書かれていないことは、「結局は経費削減が目的ではないか」という受け止め方に繋がると考えます。統合によって生じた余力を、統合後の学校園の教育環境（施設整備やICT環境、加配教員・支援員の配置、通学環境の整備等）に優先的に再投資するという方針を、本方針に明記してはどうでしょうか。「減らすための統合」ではなく「集約して充実させるための統合」であることを、方針のレベルで担保していただきたいと考えます。		
42	P24 資料2には、平成26年度の浅井小学校の開校、平成30年度の余呉小中学校（義務教育学校）の開校、令和2年度の虎姫学園および木之本小中学校の統合、令和８年度の西浅井小学校の開校など、多くの統合実績が並んでいます。しかし、これらの統合の後、子どもたちの学びや学校生活が実際にどう変わったのかについての検証・評価は、方針案のどこにも記載がありません。 保護者にとって、統合後の学校がどうなるのかを判断する最も確かな材料は、市内で実際に統合を経験した学校の姿です。統合前後で何が良くなったのか、何が課題として残ったのかを検証し、その結果を本方針または関連資料として公表できないでしょうか。 仮に課題が残っているのであれば、それを率直に示したうえで、今後の統合ではどう改善するのかを示していただく方が、はるかに信頼できる議論になります。統合の成果を語る材料がすでにあるのに、それを使わずに人口推計だけで説明することは、何か語りたくないことがあるのではないかという疑念を生みかねません。	ご意見のとおり、これまでの学校園の再編・統合における成果や課題を整理し、今後の取組に生かしていくことは重要であると考えています。また、学校園の再編・統合は、子どもたちの学習環境や学校生活、通学などに大きく関わることから、実際に学校生活を送る子どもたちの意見を聴くことも重要であると考えています。 ご意見を踏まえ、これまでに実施した学校園の再編・統合について、教育活動や学校生活、通学、地域との連携等の状況を振り返り、その成果や課題を今後の再編・統合を検討する地域の保護者や地域住民と共有し、新しい学校園づくりに生かしていくこと、また、再編・統合の検討にあたっては、子どもの発達段階に応じて必要な情報を分かりやすく伝えるとともに、交流活動などの機会を通じて子どもたちの様子や声を把握し、その意見を新しい学校園づくりに生かしていくことを、第5章に以下のとおり追記します。 【修正前】 　本方針に基づく学校園の再編・統合は、子どもたちの保育・教育の質の向上を第一に考えつつ、地域住民や保護者との十分な対話と合意形成を経て、段階的かつ着実に進めていくことが重要です。 【修正後】 　本方針に基づく学校園の再編・統合は、子どもたちの保育・教育の質の向上を第一に考えつつ、地域住民や保護者との十分な対話と合意形成を経て、段階的かつ着実に進めていくことが重要です。また、これまでに実施した学校園の再編・統合について、教育活動や学校生活、通学、地域との連携等の状況を振り返り、その成果や課題を今後の再編・統合を検討する地域の保護者や地域住民と共有し、新しい学校園づくりに生かしていきます。 　さらに、再編・統合の検討にあたっては、子どもの発達段階に応じて必要な情報を分かりやすく伝えるとともに、交流活動などの機会を通じて子どもたちの様子や声を把握し、その意見を新しい学校園づくりに生かしていきます。	あり P20
43	P13 「子どもが幸せになる学校園をめざして」 本ページでは、「子どもが幸せになる学校園」を掲げ、「子ども・先生・保護者・地域」が示されていますが、具体的な取組として記載されているのは保護者や地域との意見交換であり、子ども自身が意見を表明する機会についての記載がありません。 学校規模適正化は、子どもの学習環境や人間関係、通学方法などに大きな影響を与える重要な施策です。学校生活の主体は子どもであることから、子どもの発達段階に応じて統合のメリット・デメリットを分かりやすく伝えた上で、子どもが安心して意見を表明できる仕組みを基本方針に明記していただきたいと考えます。		
44	P19「第5章 今後の進め方」 本方針では、保護者説明会や学校運営協議会、地域住民との協議などは示されていますが、学校生活の主体である子どもの意見をどのように聴取し、検討に反映するかについての記載がありません。 学校統合は子どもの生活に直接関わるとても重要なことです。 子どもの発達段階に応じた情報提供を行い、統合を前提とするのではなく、メリット・デメリットの双方を理解した上で自由に意見を表明できる機会を設け、その意見をどのように検討へ反映したかを説明する仕組みを基本方針へ位置付けていただきたいと考えます。		
45	P19 今後の進め方について 出来るだけ早く統合を進めてほしいです。田根は少人数でいい学校ですが、中学校へ行ったときの人数のギャップが心配です。近隣の小学校(湯田、浅井)のお友達と交友関係は習い事などで頑張れば続けられますが、30人の大きい集団で授業を受ける機会が中学までないのは心配です。大勢の前で発表することや意見を言うことなど、小学校のうちから経験してほしいです。地域の方の意見(田根の統合に反対されている方もいると聞いています)も大事ですが、いちばんに親の声を聞いてほしいです。	ご意見のとおり、一定規模の集団の中で、多様な考えに触れ、協働して学ぶことや、多くの人の前で自分の考えを伝えることなど、様々な経験を重ねることは、子どもたちの成長にとって大切であると考えています。 再編・統合の検討にあたっては、地域の皆様のご意見とともに、実際に学校に通う子どもたちやその保護者のご意見を十分にお聴きし、子どもたちにとってより良い教育環境となることを第一に考えながら、丁寧かつ着実に進めてまいります。	なし

No.	意見(原文どおり)	市の考え方	変更の有無
46	1中学1小学校の考え方は　子どもが減っていく今後に対しての考え方だと思いますが、経費の関係が心配になります。小学生はバス通となりますが、バスの台数確保経費や人件費が大きくのしかかる。また、バスの運転手の手配も大変ではないでしょうか。なんでも委託事業や助成をカットしていく今の長浜の財政では心配です。 私の地域の田根小学校はとっても素晴らしい先生に恵まれており、子どもたち1人ひとりに目配りや気配りが行き届いていますが、一つ気になるのはクラス替えもない子どもたちの仲間が固定してしまい、繋がりや生きて行くための考えの広がりがない事が懸念されます。浅井小や湯田小との合併を少しでも進めてもらいたいと思います。合併しないのであれば　高学年には湯田や浅井小学校への交流を兼ねて、一同に集まって勉強をするという機会もあっても良いのではないでしょうか。 合併に関しては地域づくり協議会の意見ではなく、今の親の意見に耳を傾けていただきたくお願いします。 最後にどんな場合になっても学級の人数は、先生の目が届く範囲の生徒数が良いと思います。３０人にもなると目も届かず、１０人未満だと目は届きますが、クラス替えもなく友達も偏って行きます。２０人から２５人クラスで先生の目が届き、また、先生の仕事量も処理しやすいのではと考えます。 何分にもこれからの長浜を担う子どもたちです。AIに頼る子でなく、生きる力を持って生きる子になって欲しいです。いろいろ書きましたが、よろしくお願いします。	ご意見のとおり、小規模校には、教職員が子ども一人ひとりにきめ細かく関わることができる良さがある一方、人間関係が固定化しやすいことや、多様な考えに触れ、集団の中で学び合う機会が限られるなどの課題があると考えています。 本方針では、全ての学年でクラス替えができ、協働的な学びや集団での学習の機会を確保できる規模を目指すとともに、小規模化が進む場合には、他校との合同学習やオンラインによる交流学習など、多様な人と関わりながら学ぶ機会の確保に努めます。 また、再編・統合に伴う通学については、児童生徒の負担を十分考慮するとともに、運転手等の人材確保や経費面も踏まえ、通学バスだけでなく公共交通機関等も含め、地域の実情に応じた持続可能な通学方法を検討します。 再編・統合の検討にあたっては、地域の皆様とともに、実際に学校に通う子どもたちや保護者のご意見を十分にお聴きし、子どもたちにとってより良い教育環境となることを第一に、丁寧かつ着実に進めてまいります。なお、学級編制については、国や県の基準等に基づき行うこととなりますが、学校規模にかかわらず、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援に努めます。今後も、子どもたちが多様な人と関わり、自ら考え、たくましく生きる力を育むことができる教育環境の実現に努めてまいります。	なし
47	P16「（3）小学校・中学校・義務教育学校の適正規模・適正配置について」 「全ての学年でクラス替えができる規模」を目指すことが示されていますが、少子化が急速に進む現状では、これを一律の目標とすることは、統合がかなり広域になることが想定でき、現実的に困難な地域もあると考えます。 一方で、小規模校には、一人一人へのきめ細かな指導や異学年間の交流、地域と密接に連携した学びなど、大規模校にはない教育的価値があります。 学校規模のみを基準とするのではなく、小規模校の教育的効果についても適切に評価し、「長浜だからこそ実現できる教育」という視点を基本方針により明確に位置付けていただきたいと考えます。	ご意見のとおり、小規模校には、子ども一人ひとりにきめ細かく関わることができることや、異学年間のつながり、地域の人・自然・文化等を生かした学びなど、小規模校ならではの良さがあると考えています。 本方針では、全ての学年でクラス替えができる規模を目指すことを基本としていますが、地理的条件や通学距離・通学時間等を踏まえ、中学校区を越えた広域での統合が子どもたちに大きな負担となる場合には、小規模校として存続することも想定しています。 その場合には、他校との合同学習やオンラインによる交流、地域資源を生かした体験・探究活動、特認校制度等を検討し、小規模校の良さを生かした特色ある学校づくりを進めることとしており、こうした取組を通して、地域の特色を生かしたより良い教育環境づくりを進めてまいります。	なし
48	P16～17「② 通学距離・通学時間について」 通学手段について、「様々な通学方法を検討する」とされていますが、特に山間部では積雪や豪雨、猛暑、野生動物等により、徒歩通学には年間を通して大きな危険が伴います。 また、本方針では、通学バスの運転手や添乗員の確保が著しく困難であることも課題として示されています。 子どもの安全な通学は学校統合の前提条件であり、安全かつ持続可能な通学手段を確実に確保できない場合には、統合計画そのものを再検討することを基本方針に明記していただきたいと考えます。	ご意見のとおり、再編・統合に伴い通学距離が延びる場合には、子どもたちが安全に通学できる環境を確保することが重要であると考えています。 通学手段については、通学距離や通学時間だけでなく、積雪等の地域特有の事情を十分に考慮するとともに、運転手等の人材確保や継続的な運行の可能性も含め、安全かつ持続可能な通学方法を検討します。 ご意見を踏まえ、安全な通学手段の確保を再編・統合を検討する上での重要な条件とし、地域の実情を十分に踏まえて検討してまいります。	なし
49	P16「（3）小学校・中学校・義務教育学校の適正規模・適正配置について」 学校統合後も、少人数教育によって培われてきた一人一人への丁寧な指導や教育の質が維持されることが重要です。 統合によって学級数や児童数が増える一方で、教職員配置が十分でなければ、教育の質の向上という本方針の目的が達成できません。 県費・市費による加配措置なども含め、必要な教職員数を確保することを基本方針へ明記していただきたいと考えます。	ご意見のとおり、再編・統合後においても、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援を行い、教育の質を確保・向上していくことが重要であると考えています。 教職員の配置については、国や県の基準等に基づくこととなりますが、学校の実情に応じた教職員配置について県へ要望するとともに、市としても支援員等の配置を含め、必要な支援体制の充実に努めてまいります。	なし
50	P2「策定の背景・目的」 P19「第5章 今後の進め方」 学校規模適正化は教育行政上の課題であると同時に、地域コミュニティ、防災、公共交通、福祉など、地域全体の将来に関わる重要な施策でもあります。 学校は教育施設であるだけでなく、地域住民が集う拠点であり、災害時には避難所として重要な役割を担っています。閉校によって地域の避難体制やコミュニティ機能が低下することがないよう、教育的視点だけでなく、防災や地域づくりの観点も含めて総合的に検討することを基本方針へ明記していただきたいと考えます。 また、閉校となる学校施設については、地域防災や地域コミュニティの維持に資する活用方策を十分に検討することを求めます。	ご意見のとおり、学校は教育施設としての役割だけでなく、地域コミュニティや防災など、地域において様々な役割を担っていると認識しています。 学校園の再編・統合にあたっては、子どもたちの教育環境を第一に考えるとともに、地域の実情や学校が地域で果たしている役割にも十分配慮し、関係部局と連携しながら検討してまいります。 なお、再編・統合により使用しなくなる学校施設については、施設の状況や市全体の公共施設のあり方を踏まえ、判断していくこととなります。その際には、いただいたご意見の趣旨も踏まえ、関係部局と情報を共有してまいります。	なし

No.	意見(原文どおり)	市の考え方	変更の有無
51	私は、本方針案が子どもたちにとってより良い教育環境を目指そうとする趣旨には賛同いたします。しかしながら、小学校の適正規模・適正配置に関する考え方については、教育的な観点から再検討が必要であると考えます。 本方針案では、学校の小規模化への対応として、学年２学級以上の確保や中学校区内１小学校を目指すことが示されており、学校統合を中心とした方向性が打ち出されています。一方で、「小学校における適切な学級人数は何人であるべきか」という根本的な教育課題については十分な検討が示されていません。結果として、本方針は教育的な適正規模を十分に検討しないまま統廃合を議論しているように見えます。 本来、学校の統廃合を議論するのであれば、まず長浜市が目指す教育を実現するために必要な学級規模を明らかにし、その上で学校規模や配置のあり方を検討するべきです。しかし、本方針案では学校規模や学校数の議論が先行し、教育的観点からの適正学級規模についての議論が欠けています。そのため、市民からは施設管理や運営効率化の観点が優先されているように受け取られかねません。 特に、本方針案第２章「本市が目指す保育・教育について」では、「個々に応じた指導・支援」「主体的・対話的で深い学び」「不登校やいじめ等への対応」「特別支援教育の充実」「教育相談の充実」「地域への愛着や誇りの育成」などが掲げられています。これらは、子ども一人ひとりを丁寧に理解し、支援することを前提とした教育理念であると理解しています。 長浜市教育振興基本計画でも「一人ひとりの可能性を輝かせる柔軟な教育課程」や「個の特性を把握し、一人ひとりの良さを生かす授業」が掲げられています。 しかし、第４章の適正規模・適正配置の議論では、その理念を実現するために必要な学級人数についての検討や説明が見当たりません。教員が子ども一人ひとりに十分に目を配り、不登校の兆候や学習上のつまずき、友人関係の変化などに早期に気付くためには、学級規模のあり方が極めて重要であると考えます。 また、近年は不登校児童生徒数が増加し、特別支援教育の充実や多様な教育的ニーズへの対応が求められています。そのような中で、教員には従来以上に個別対応が求められています。学級規模に関する研究では、小規模学級ほど教師と児童の相互作用が増え、児童の授業参加や学校への関与が高まることが指摘されています。 さらに、国際的に見ると、OECD諸国の公立小学校の平均学級規模は日本より小さい傾向にあります。学級規模と教育成果との関係については様々な研究がありますが、少人数学級が教師による個別的な関わりを増やし、教育環境の改善につながることは広く認められています。 加えて、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」においても、小規模校には教育上の固有のメリットがあることが明示されています。同手引では、小規模校の利点として、「一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を把握しやすく、きめ細かな指導が行いやすいこと」「発表やリーダーを務める機会が多いこと」「異年齢交流を行いやすいこと」「地域との連携を進めやすいこと」などを挙げています。また、小規模校を存続させる場合には、そのメリットを最大限に生かしながら教育の充実を図ることが重要であるとしています。 こうした文部科学省の考え方は、長浜市が本方針案や教育振興基本計画で掲げる「個々に応じた指導・支援」「主体的・対話的で深い学び」「不登校やいじめ等への対応」「教育相談の充実」といった理念とも整合するものと考えます。そのため、適正規模・適正配置の検討に当たっては、学校統合によって得られる教育効果だけでなく、小規模校や少人数学級が有する教育上の利点についても客観的に検証し、市民に示していただきたいと思います。 長浜市は少子化が進行していることを本方針策定の大きな理由として挙げています。しかし、少子化は教育サービスを縮小する理由ではなく、むしろ子ども一人ひとりにより丁寧な教育を実現する機会として捉えるべきではないでしょうか。人口減少社会において最も重要な資源は子どもたちです。だからこそ、児童数の減少を学校統合の根拠としてのみ考えるのではなく、少人数学級や小規模校の利点を生かして教育の質を高める方向も検討されるべきです。 私自身、この問題に強い関心を持つ理由があります。私の子どもは小学校1年生のときには18人程度の学級で学校生活を送っていましたが、2年生では学級人数が35人程度に大幅に増えた後、教室の騒がしさや集団環境への負担を強く感じるようになりました。また、担任教員との個別の対話や相談の機会も以前より少なくなったと感じており、児童数が増えたことで教員に声をかけたり相談したりすることへの心理的なハードルも高くなったように見受けられました。その後、学校へ行きにくさを感じるようになり、欠席が続くようになりました。 もちろん、登校しづらさや不登校の原因は一人ひとり異なり、学級人数のみで説明できるものではないと理解しています。しかし、この経験を通じて、子どもによっては学級規模が学校生活への適応や学習環境の感じ方、さらには教員との関わり方に大きな影響を与えることを実感しました。そのため私は、学校統合の議論に先立ち、教育的観点から望ましい学級規模について十分な検討を行うべきであると考えています。 少人数学級については、京都府、名古屋市、長野県などで30人規模学級の取組が既に実施されています。少人数学級は理想論ではなく、現実に導入されている政策の一つです。長浜市においても、学校統合のみを前提とするのではなく、少人数学級という選択肢の教育的効果や実現可能性について検証することが望まれます。 また、本方針案には施設の老朽化や公共施設等総合管理計画との連携、効率的な施設運用の必要性も記載されています。これらは行政運営上の重要な課題であり、否定されるべきものではありません。しかし、教育的観点と財政的観点は区別して説明されるべきです。教育上の必要性による統合なのか、施設維持や財政運営上の必要性による統合なのかを市民に対して明確に説明することが求められます。 文部科学省の手引においても、学校統合を進める場合と小規模校を存続させる場合のいずれについても、それぞれの利点と課題を比較検討した上で判断することが重要であるとされています。長浜市においても、学校統合を前提とするのではなく、小規模校や少人数学級の利点を含めた複数の選択肢を比較検討した上で方針を策定することを望みます。 以上のことから、次の点を要望します。 1. 小学校における適正な学級人数について教育的観点から検討すること。 2. 京都府、名古屋市、長野県等の先行事例も参考にしながら、30人以下学級を含めた少人数学級及び小規模校の教育効果や教育上の利点、実現可能性について検証すること。 3. 学校統合による教育効果と、少人数学級・小規模校のメリットを生かした教育効果を比較検討し、その結果を公表すること。 4. 教育的観点と財政的観点を区別して市民に説明すること。 5.「第２章 本市が目指す保育・教育について」で掲げる理念と適正規模・適正配置方針との整合性を明確に示すこと。 少子化が進む今だからこそ、学校数や施設の維持管理だけでなく、子ども一人ひとりにどのような教育を提供するかを最優先に考えるべきです。本方針については、学校統合ありきではなく、「長浜市の子どもたちにとって望ましい教育環境とは何か」という観点から改めて検討されることを強く要望いたします。	ご意見のとおり、小規模校や少人数での教育には、子ども一人ひとりの状況を把握しやすく、きめ細かな指導・支援を行いやすいことや、異学年間、地域とのつながりを深めやすいことなどの良さがあると認識しています。 一方、本方針で示す「全ての学年でクラス替えができる規模」は、1学級当たりの児童生徒数を増やすことを目的とするものではなく、一定の集団規模を確保することで、多様な考えに触れ、協働して学ぶ機会や幅広い人間関係を築くことができる教育環境を目指すものです。学級編制については、国や県の基準等に基づき行われることとなりますが、学校規模にかかわらず、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援を行うことが重要であると考えています。 また、本方針では学校統合のみを一律に進めるものではなく、通学距離や通学時間、地理的条件等を踏まえ、小規模校として存続する場合も想定し、その場合には、小規模校の良さを生かしながら、他校との合同学習やオンラインによる交流、地域資源を生かした体験・探究活動等に取り組むこととしています。 今後も、教育的な効果を第一に、施設の状況や持続可能性等についても総合的に検討し、子どもたちにとってより良い教育環境の実現に努めてまいります。	なし

No.	意見(原文どおり)	市の考え方	変更の有無
52	全体的に 今後、子供の数が減り、統合などの措置は仕方ないにしても省略・縮小がさらに加速していく事を懸念しています。まとめたからこそ手厚い教育が必要であり、柔軟な対応が求められます。部活動も外部移行していく中で、子どもたちの可能性や活動の場がどんどん減っていってしまっています。 統合したからといって、教員の数を減らすのではなく、学校によっては配置を考慮し、枠にあてはまらない対応もしてほしいです。 また、なんでもかんでも省略・縮小の流れなので地域の参加や協働などの機会も減らされているのが現状です。活動については各学校によって決まるところが大きいかとは思いますが、市が率先して地域の参加・協働の必要性を学校に示してほしいです。地域や保護者が学校と協働する事によって、子どもたちの防犯面の充実も図れると思っています。またそれらは学校側から地域や保護者に働きかける必要があると考えます。 例えば、行事ごと（運動会や文化祭）での地域住民の参加や保護者へ向けた親子活動の充実など、省略するのではなく半ば無理にでも地域や保護者が参加できる機会をもっともっと作るべきと考えます。	ご意見のとおり、再編・統合後においても、一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援や、多様な学び・活動の機会を確保することが重要であると考えています。教職員の配置については、国や県の基準等に基づくこととなりますが、学校の実情に応じた教職員配置について県へ要望するとともに、市としても必要な支援体制の充実に努めてまいります。 また、地域や保護者との連携・協働は、子どもたちの豊かな学びや安全・安心な学校生活を支える上で重要です。学校運営協議会等とも連携しながら、それぞれの地域や学校の実情に応じて、地域・保護者と学校がともに子どもたちを育てる「地域とともにある学校づくり」を進めてまいります。	なし
53	P5 （３）小学校・中学校・義務教育学校 に関して （意見）長浜スタイルの学びを支えるために追加したい一つの視点 保護者として日々子どもを見ている中で、学びに向かうためには、子どもが安心して落ち着いて考えられる心身の状態が整っていることが大切だと感じています。 長浜スタイルの学習サイクル（課題の発見・見通し・協働・振り返り）は、こうした心身の状態があってこそ、子どもが自然に取り組めるのではと思います。もちろん授業改善やICT活用は重要だと思います。その土台として、身体性や安心感、自己調整力、言語力を育てる視点を学習サイクルの中に位置づけていただければありがたいです。例えば総合的な探究の時間に、静けさの中で自分の内側に注意を向ける経験が得られる「学校茶道」のような活動を積極的に取り入れていただくことも、子どもたちの心身の状態づくりに役立つのではないかと思っています。 このような一歩手前の「状態を整える」が加わることで、長浜スタイルの学習サイクルがより確かなものになるのではないかと感じています。	ご意見のとおり、子どもたちが主体的に学び、自ら考え、他者と協働しながら学びを深めるためには、一人ひとりが安心して学びに向かうことができる環境を整えることが大切であると考えています。 本市では、「長浜スタイル」による授業改善とともに、子どもたちの心身の状態や一人ひとりの特性を丁寧に捉え、安心して自分の考えを表現し、学びに向かうことができる教育環境づくりを進めてまいります。いただいたご提案については、今後の教育活動を検討する際の参考とさせていただきます。	なし

議案第３１号

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第２６条の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書を別紙のとおり作成することについて、教育委員会の議決を求める。

令和８年９月１７日提出

長浜市教育委員会　教育長　織田　恭淳

教育に関する事務の執行状況の点検・評価の報告について

令和７年度における教育に関する事務の執行状況について、法令に基づき点検・評価を行い、結果を報告書としてまとめました。

１　事務の点検・評価の概要

(1) 目的

・効果的な教育行政の推進

・市民への説明責任

(2) 点検・評価の対象

令和７年度長浜市教育振興基本計画実施プランに掲げる事業（８１事業）

(3) 実施方法

1. 事業の目標に対する実績等の自己点検･評価（内部評価）

2. 上記事業のうち、教育委員会の権限に属する事業にかかる内部評価への、長浜市教育委員会事務評価委員会からの意見･助言（外部評価）

※事務評価委員会は、学識経験者や有識者などの５名で構成しています。

3. 点検･評価結果の、市議会への報告および公表

4. 評価結果は、ＰＤＣＡサイクルに基づき次年度以降の取組に活用

(4) 報告、公表

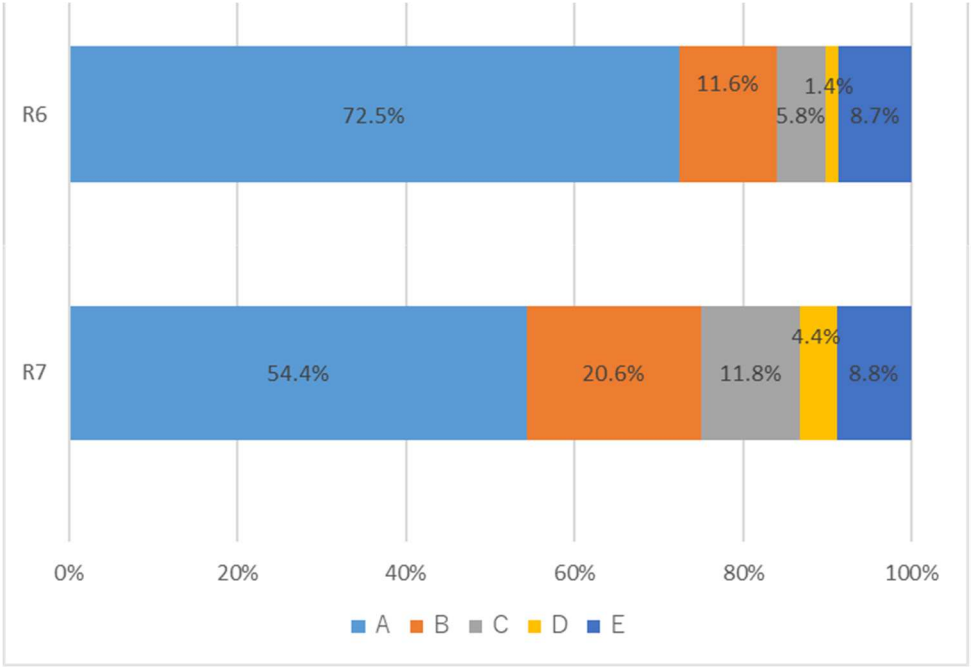
評価報告書は、９月の教育委員会定例会での議決後、市議会議員各位に送付し、市議会への報告とします。また同時にホームページにて公表します。

２　評価の結果

１．指標を定めている事業

（第３期教育振興基本計画内で指標（進捗管理目標）を設定している事業）

評価基準	結果	（参考 R6 年度）
Ａ（目標達成率 90%以上～100%超の結果）	３７	５０
Ｂ（目標達成率 70%以上～90%未満の結果）	１４	８
Ｃ（目標達成率 50%以上～70%未満の結果）	８	４
Ｄ（目標達成率 50%未満の結果）	３	１
Ｅ　調査等がなかったため、評価なし	６	６
合計	６８	６９



＜結果の状況＞

Ａの割合が 72.5%から 54.4%に減少し、Ｂ・Ｃ・Ｄが２倍程度増加している。これは、令和７年度が第３期教育振興基本計画の最終年度であり、目標値により高い数値（理想値）が設定されたことから、達成への困難性が増した結果、Ａが減少し、ＢやＣが増加した。

２．その他事業

①第3期教育振興基本計画内で指標(進捗管理目標)を設定していない事業のうち、
数値目標を示している事業

評価基準	結果	(参考 R6 年度)
Ａ（目標達成率 90%以上～100%超の結果)	2	１１
Ｂ（目標達成率 70%以上～90%未満の結果)	5	3
Ｃ（目標達成率 50%以上～70%未満の結果)	1	0
Ｄ（目標達成率 50%未満の結果)	0	0
Ｅ　調査等がなかったため、評価なし	0	2
合計	8	１６

※事業が半減しているのは、評価する事業レベルが細かすぎたため、見直したもの。

②第3期教育振興基本計画内で指標(進捗管理目標)を設定していない事業のうち、
数値目標を示していない事業

評価基準	結果	(参考 R6 年度)
達　成（基本目標が達成できた)	5	5
未達成（基本目標が達成できなかった)	0	0
合計	5	5

３　事務評価委員会での委員所見（抜粋）

・部活動の地域移行については、送迎が課題となる。保護者の負担が増えないよう検討いただきたい。
・デジタルとアナログを上手く組み合わせた指導が大切。
・情報モラル教育においては、保護者とも危機感を共有しながら進めて欲しい。
・自分の身を守るための危険を予知する力が減ってきているので、小さいときの遊び方や外遊び、体力づくり、心身ともに育むということも頭の隅に置いて取り組みを進めていただきたい。
・全国学力・学習状況調査の質問項目「自分にはよいところがある」という設問に肯定的に答えている子どもたちが増えており、これは非常に大きな財産。また「今住んでいる地域の行事に参加している」という項目も、以前から長浜は高い傾向にある。子どもたちが地域の中の大人に交わりながら育ってきているというベースがあるので、それを大事にしていかなければならない。こういった部分を評価し認めていく場が大事である。

※いただいた所見に対しては方向性や考えをまとめて、あわせて点検・評価報告書の中に追記しています。

長浜市学校給食運営委員会委員の委嘱及び任命について

令和８年度の委員を下記のとおり委嘱及び任命しましたので報告します。

任期：令和８年９月１日から令和９年３月３１日まで

（敬称略）

氏　　名	所　　属	職　名	委員該当条項（下記「規則」は、長浜市学校給食運営委員会規則を指す）
宮川　英之	七郷小学校	校長	規則第２条第１項第１号
米田　善徳	木之本小学校	校長	同上
伊藤　太朗	朝日小学校	校長	同上
福永　かおる	高月中学校	校長	同上
清水　郁季子	南郷里幼稚園	園長	同上
宮田　武信	神照小学校	PTA 会長	規則第２条第１項第２号 （長浜南部学校給食センター代表）
西濱　歩美	西中学校	PTA 副会長	同上
植谷　典子	田根小学校	PTA 副会長	同上
宮元　愛子	長浜幼稚園	PTA 代表	同上
前川　祥慶	びわ北小学校	PTA 会長	規則第２条第１項第２号 （長浜北部学校給食センター代表）
北川　衣久美	七郷小学校	PTA 副会長	同上
西嶋　巴香	湖北中学校	PTA 副会長	同上
大橋　伊一郎	滋賀県湖北健康福祉事務所（長浜保健所）	次長	規則第２条第１項第３号
今井　弘樹	滋賀県学校給食会	事務局長	規則第２条第１項第５号

学校給食運営委員会とは

長浜市附属機関設置条例第２条に規定する委員会であり、学校給食およびその施設の運営や、学校給食費等、学校給食に関することについて必要な調査、審議を行う役割を担っている。

１．所掌事務【長浜市学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という）規則第４条】

（１） 学校給食およびその施設の運営に関すること。
（２） 学校給食費に関すること。
（３） その他学校給食に関すること。

学校給食費の改定については、教育長からの諮問を受けて運営委員会が諮問機関となり、委員長の答申を基に改定が行われる。

２．委員【運営委員会規則第２条】

◎次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する

（１） 学校給食を受ける長浜市立幼稚園、小学校、中学校および義務教育学校（以下これらを「給食実施校」という。）の代表者
（２） 給食実施校に通園又は通学する児童の保護者で組織するＰＴＡの代表者
（３） 滋賀県長浜保健所の職員
（４） 行政関係者
（５） 学識経験を有する者
（６） その他教育長が必要と認める者…現在は滋賀県学校給食会に依頼している

◎任期：１年以内（委嘱または任命した日の属する年度末まで）

◎委員数：１４名（学校の統廃合により昨年度と比べて北部が１名減となっている）